

大分県後期高齢者広域連合規約の一部を変更する規約
大分県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日指令地行第2202号）の
一部を次のように変更する

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。